令和８年（フ）第３２５号
鹿児島市田上３丁目22番１号
債務者　柴田　清美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２６号
鹿児島市山田町365番地３　コンフォートＴⅡ　103号
債務者　東　　玲花
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４６号
鹿児島市下荒田３丁目６番12号　神園ハイツ406号
債務者　上之薗一哉
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３５２号
鹿児島市桜ケ丘６丁目７番地２　明坂ハイム201号
債務者　遠藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３６２号
鹿児島市草牟田１丁目25番16号　レオパレスＨｉＲｏ203号
債務者　小川内真悟
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１３０５号
東京都多摩市永山１丁目14番地の16グリーンハイツ203
債務者　長野　賢悟
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1132―201
債務者　福本　麗子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３３２号
岐阜市平和通１丁目13番地（ソワンポルテＣ５号室）、前住所岐阜市鶴田町３丁目７番地９（バンベール新岐阜　401号室）
債務者　髙木　里美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９２号
岐阜市西野町７丁目北町３番地（アルファメゾン西野　403号室）、前住所三重県四日市市東日野１丁目４番37号　アイルーム東日野301
債務者　石田　　進
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１５号
北海道浦河郡浦河町字東幌別11番地
債務者　藤原　里佳（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第８０５号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目23番地の２　舞ハイム100
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７５号
仙台市宮城野区原町５丁目13番21号　ロイスヒルズ原町101、従前の住所仙台市若林区東新丁９番地の２　スターヒルズⅢ―201
債務者　佐々木　吟
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
茨城県高萩市大字島名2068番地の22
債務者　渡辺　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１０６号
茨城県北茨城市中郷町石岡115番地１、前住所千葉県野田市中里553番地の１　シェルクレール201
債務者　秋山　紗希
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第３７号
山梨県大月市賑岡町強瀬1850番地　県営石動団地　２号棟　201号
債務者　鈴木　宗夫
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第５０３号
静岡市葵区瀬名２丁目15番36号
債務者　松田　麻未（旧姓小長井）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部